

保育士としての勤務経験がある方へ

幼稚園教諭免許状が 取得しやすくなりました

保育士の資格を有し、保育士としての勤務経験がある方は、所定の単位を修得することで幼稚園教諭免許状を取得することができます。

保育士資格を有し、保育士として

3年以上かつ実労働時間4,320時間以上

良好な成績で勤務した方は、

所定の単位を8単位以上

修得することで幼稚園教諭免許状を取得することができます。

※法律により改正認定こども園法の施行の日から10年を経過する日まで申請可能です。

(令和7年3月末まで)

東京都内の保育所又は認定こども園で勤務されている方、東京都内にお住まいの方は、上記の申請要件を満たした上で東京都教育委員会に所定の書類を提出することで申請ができます。

御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

相談窓口：東京都教育庁人事部選考課免許担当

電子メールアドレス：S9000017@section.metro.tokyo.jp

※御回答までに3開庁日程度のお時間をいただきます。

※ 資料中の内容は、令和3年4月現在のものです。

今後、送料や手数料など、改定されることがありますので御注意ください。

Q&A

《保育士資格の確認》

Q. 保育士資格の確認はどのように行いますか？

A. 免許状を申請する際に、保育士証のコピーを提出してください。

《保育士としての勤務経験》

Q. 具体的にどのような施設における勤務があてはまりますか？

A. 保育士資格を取得した後（1種免許状を申請する場合は、学士の学位及び保育士資格の両方を取得した後）の下記の施設での勤務があてはまります。

お勤めの施設が下記にあてはまるか不明な場合には、勤務先へ確認ください。

①認定こども園における保育士 ②認可保育所における保育士

③幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において預かり保育を担当したり、学級担任の補助職員として勤務するなど「専ら幼児の保育に従事する職員」

④小規模保育施設（A型・B型のみ）における保育士

⑤事業所内保育施設（定員6名以上のみ）における保育士

下記⑥⑦⑧に当てはまる施設での勤務経験を用いて申請する場合、「特例制度対象施設証明書」が必要です。なおお勤めの施設が⑥⑦⑧の施設に当てはまるか不明な場合には、東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課地域保育担当（03-5320-4212）にお問い合わせください。

⑥幼稚園併設型認可外保育施設における保育士

⑦認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が6人以上）（認証保育所を含む。）における保育士

⑧公立の認可外保育施設（へき地保育所を含む。）における保育士

ただし、⑥⑦⑧のうち下記の施設は対象外です。

- ・利用児童の半数以上が、一時預かり
- ・利用児童の半数以上が、22時から翌日7時までの全部又は一部の利用
- ・家庭的保育事業（保育ママ）

Q. 特例制度対象施設証明書は、上記⑥⑦⑧の施設の場合のみ必要とのことですが、どのように請求するのですか？

A. 都内の施設の場合、必要書類等を揃え、次のページに記載されている郵送先に請求してください。書類審査・手続に1週間程度要しますので、余裕をもって請求してください。

来庁によるその場での発行は御対応できません

ただし、児童相談所を設置している区（港区、世田谷区、荒川区、江戸川区）、中核市である八王子市においては、指導監督権限が東京都から各区市に移管されております。港区、世田谷区、荒川区、江戸川区及び八王子市所在の施設については、各区市にお問い合わせください。（都外の施設の場合、施設の所在する各道府県庁保育主管課に御照会ください。）

※ 対象施設に該当するか、必ず事前に御確認ください。

※ 東京都における証明書の適用は、平成17年4月1日からです。したがって、それ以前に認可外保育施設での勤務実績があっても、加算対象にはなりません。

- ＜必要書類等＞ ①特例制度対象施設証明書〔第34号様式（第10条の2関係）〕
（施設名、住所を記入すること）
②返信用封筒（84円切手、住所・氏名の記載を忘れずに）
③証明書発行手数料（400円／1通）分の定額小為替
④申請する方の氏名及び連絡先電話番号を記入したメモ

＜郵送先＞ 〒163-8001（住所不要）東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課
地域保育担当（03-5320-4212）

【各区市の間合せ先】

・港区	子ども家庭支援部保育政策課保育政策係	03-3578-2466
・世田谷区	保育部保育認定・調整課認可外保育施設担当	03-5432-2224
・荒川区	子ども家庭部保育課保育管理係	03-3802-3111
・江戸川区	子ども家庭部子育て支援課指導検査係	03-5662-0349
・八王子市	子ども家庭部保育幼稚園課給付担当	042-620-7248

Q. 複数の施設の勤務経験を合算して申請することはできますか？

A. 可能です。複数の施設、期間における時間数を合算できますが、「実務に関する証明書」は施設ごとに作成が必要です。

Q. 非常勤の勤務も勤務経験に含めることができますか？

A. 可能です。所定の施設における保育士としての勤務であれば、形態を問わず加算することができます。

Q. 施設が廃止、統合されてしまったのですがどうすればいいですか？

A. 事務引継施設に「実務に関する証明書」の作成を依頼してください。記録が残っていない等で事務引継施設が証明しない場合、その実務を加算することはできません。

Q. 現在、保育士として働いていませんが、申請できますか？

A. 可能です。保育士としての勤務経験を満たしていれば、現職でなくても申請できます。

《申請先・相談先》

Q. 申請・相談はどこで行ったらいいですか？

A. 保育士として勤務している方は勤務先の都道府県教育委員会、現職の保育士でない方は居住地の都道府県の教育委員会で申請・相談してください。

《基礎資格等について》

Q. 一種免許状の申請には学士の学位が必要ですが、二種免許状の申請には学位は必要ないのでしょうか？

A. 学位は必要ありませんが、教育職員免許法の欠格条項に基づいて、高等学校を卒業していることを確認する必要があります。

《単位の修得方法について》

Q. 単位はどこで修得すればよいですか？

A. 幼稚園教諭の課程認定のある大学又は附則第18項（今回の特例規定）適用者を対象とした公開講座・認定講習等で修得してください。教員養成機関（専門学校など）で修得した単位は使用できません。なお、一種免許状を申請する場合には、短期大学（短期大学の専攻科を除く。）で修得した単位は使用できません。

Q. 具体的にどの授業を受講すればよいですか？

A. 履修すべき授業の相談については大学に行ってください。その際、別紙「附則18項幼稚園教諭」を大学に提出し、この表のとおり履修したいのでどの授業があてはまるかと問い合わせてください。

Q. 過去に修得した単位を申請に使うことはできますか？

A. 課程認定のある大学等で修得した単位は申請に使用することができます。保育士資格取得前の単位も使用可能です。ただし、旧法・旧々法で修得した単位は使用できない可能性があります。また、平成元年度以前に修得した単位は使用することができません。詳しくは「学力に関する証明書」（新法）を大学にて発行し、教育委員会に御相談ください。

《申請の流れ》

Q. 申請の流れを教えてください。どのような書類が必要ですか？

A. 申請に必要な書類を、東京都教育委員会のホームページから印刷・確認できます。申請書類を揃えて申請願います。




Q. 申請はいつからいつまでできますか？

A. 法附則18項施行日の平成25年8月8日より申請可能です。改正認定こども園法の施行の日（平成27年4月予定）から10年を経過する日（令和7年3月予定）が終期となる予定です。要件を満たしていても、終期を迎えてしまうと法附則第18項に基づく申請はできません。

申請漏れとならないよう、要件を満たした方は速やかに申請を行ってください。



東京都 教員免許案内 

問合せ先：教育庁人事部選考課免許担当

電話 03-5320-6788

（平日午前9時から午後5時まで）

電子メール S9000017@section.metro.tokyo.jp

お問合せはメールでお願いします。